

第2回次世代参加型まちづくり方策小委員会での議論の概要

1. 参加型まちづくりのあり方、考え方について

事例紹介「イギリスの都市づくりにおける参加」関連

イギリスにおいては、法定都市計画であるデベロップメント・プランは、自治体による素案の作成、事前協議、正式縦覧、公開審議等を経て決定されることになっており、意見書の提出、公開での議論など住民参加が手続きに組み入れられている。デベロップメント・プラン策定についての住民参加は極めて広範に行われているが、同プランを実現するために行われる個別の開発規制については、論争を伴うような特定の開発案件を除き、多くの場合住民の参加はない。

デベロップメント・プランでは絵姿は描かれず、事業の基本構想に近いイメージである。将来に向けて土地利用の変化があまり無いと予想されている地域では、将来の共通イメージができているので住民参加が円滑に進む。土地利用の変化が大きいと予想される地域では、まちの開発の方向性など政策レベルでの市民参加が行われている。

イギリスでは都市計画家は専門技能として一定のステータスがあり、また、計画内容に関し対立関係が明確であるため、中立的な独立法人の計画審査庁に所属する都市計画の専門家（法令と計画実務）である計画審査官の必要性が高く、通常公開審議の議長として指名される。

イギリスにおける現在の住民参加の仕組みは最終形ではなく、今も試行錯誤の過程にある。時代の変化に合わせて作りかえていく柔軟性が必要ではないか。

事例紹介「アメリカにおける市民参加型都市計画」関連

都市計画の意思決定に関しては、民主性を確保しつつ（意思決定の民主化）、地域にあった空間形成を図ること（地域性の確保）が重要であり、この二つは相互に関連する。都道府県レベル、市町村レベル、コミュニティレベルにおいて、それぞれを充実することが重要ではないか。

価値観の多様化した都市社会においては、異なる3つの民主主義、すなわち、代表

制民主主義（議会等）、直接投票民主主義（住民投票）、参加民主主義を組み合わせ、都市民主主義の再構築を行うことが必要ではないか。

アメリカにおいては、計画評価を通じた住民参加、参加民主主義を進めるためのプログラム、市民参加を確保するための法制度が充実している。計画評価を通じた住民参加に関しては、徹底的な情報公開と、住民参加による評価指標の設定などモニタリングプログラムが実施されている。参加民主主義を進めるためのプログラムに関しては、ネイバーフッド・マッチング・ファンドによりコミュニティ組織がプロジェクトを企画応募し公開審査の上実施プロジェクトを決定する仕組みがあるところや、州の成長管理政策のもとで住民主体、住民主導による近隣計画の策定を行っている自治体がある。さらに、市民参加を確保するための法制度については、多様な主体に意向を尋ねることの義務化、情報公開、選択肢の形成等の保障を州法で規定しているところもある。

事例紹介「日本のまちづくり事例」関連

日本においては、この10年あまりでまちづくりの現場は変わった。例えば、まちづくり活動が行政への要求型から自分達でまちをつくっていかこうとする主体型へ転換したこと、まちづくりNPOの登場、ワークショップやIT等新しいシステムでコミュニケーションが可能となったこと、地方分権一括法の制定等を受け、自治体で基本条例の制定が進み、自分達の地域の問題を住民主体、企業との連携などによって解決しようとする動きが拡大したこと、さらには、行政のみが公共の担い手という発想からNPO・住民・企業も公共の担い手であるという「新しい公共」の考え方が広がったこと等である。

住民参加は時間がかかるというのは誤解である。行政の方がはるかに長い時間を費やしているケースもある。また、関心のある住民しか参加していないのは、参加することにお金を払っているわけではないから当然ではないか。

個々の事例をもとに参加型まちづくりのあり方を考えようとする時、まず、行政と住民団体、行政とNPO、行政とTMO等のかかわり方のモデルを探る必要があるのではないか。

2. 参加の実効性を高めるための方策について

日本のTMOとアメリカのCDCsとの決定的な違いは財政的な基盤である。アメリカでは、政府の包括補助金（CDBG）、ファンド、税の控除、不動産資産（アセット）等コミ

ユニティ組織の活動のための多様な財源がある。

大きな NPO 組織であればアセットを持つことも可能であるが、できたばかりの組織では資金面で困難である。イギリスでは、できたばかりの組織が自治体の公有地を安く借りて（名目地代）事業を実施して稼ぐという事例がある。事業採算性ではなく、どれだけ地域に貢献できるかが安い地代で貸す際の判断のポイントである。

住民が一人の個人としてまちづくりに参加するという仕組みではなく、一定の組織が媒介することが必要である。その際、拠って立つ財源が不可欠であり、その財源は、行政からだけではなく多様な主体から獲得する必要がある。自分達のお金で自分達のまちづくりを行うシステムがないと、本当の参加型まちづくりは始まらないのではないか。

「上からの都市計画」に沿ったまちづくりと、住民、NPO、企業、行政の協働により「現場から広がる」まちづくりの接点は現在のところほとんどないのではないか。例えば、まちづくりの現場での個々の成功事例が普遍化されないという現実がある。個別のケースとして終わらせるのではなく、モデル化することが必要である。アメリカでは何かがうまくいくと、それを一つのモデルとして普遍化されている。

NPO 等による都市計画の提案制度等日本においても一定の進展が見られるが、もう一工夫必要ではないか。

行政と市民との間の調整や具体の絵を描くためのサポートを行う専門家の存在が不可欠である。また、ワークショップ等では意見をまとめる能力をもった人材、意見を引き出すことのできる能力をもった人材が必要である。

ワークショップでの意見のとりまとめの仕方等コミュニケーション技術の向上がまちづくりの鍵である。この技術の良し悪しが参加型まちづくりに関する自治体間のレベルの差につながるのではないか。

サンフランシスコでは、80 年代初めに行政がデベロッパーと市民の仲立ちをしようとしたがうまくいかなかった。このため、ノウハウのあるコンサルタントを迎え、市民参加のワークショップ等をきちんと行うシステムを構築した。

ワークショップ等への参加に関し、行政側は特定分野の担当者しか出席しないことが多い。まちづくりには都市計画担当者だけが関係しているわけではない。住んでいる人と向き合うためには、行政も幅広く対応しなくてはならない。